

熊本市国民健康保険運営協議会資料

- (1) 平成30年度国民健康保険料率等について（諮問）
～賦課限度額等～

平成30年1月
国保年金課

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（概要）

<改正趣旨>

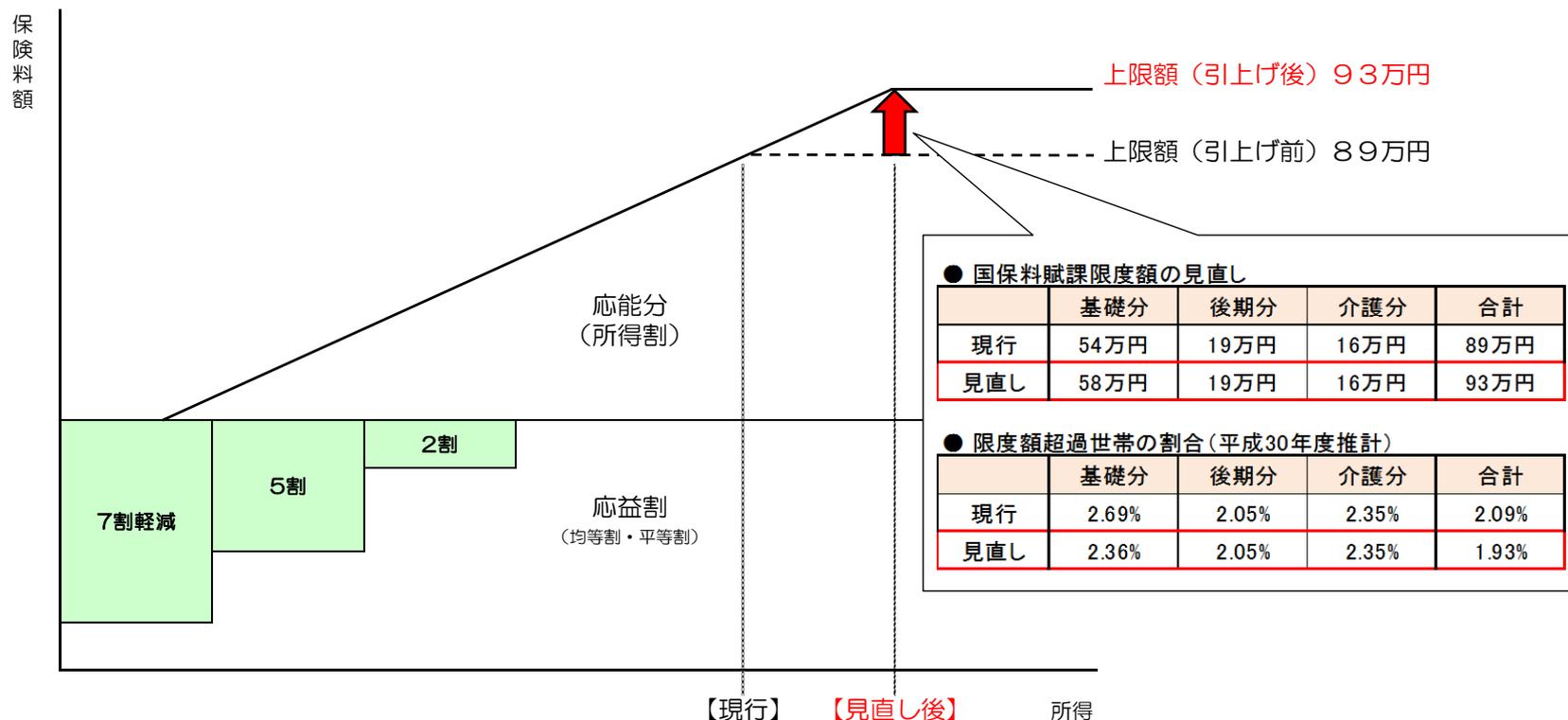
「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するもの。

<改正内容>

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げる。
- 2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げる。

賦課限度額について（諮問）

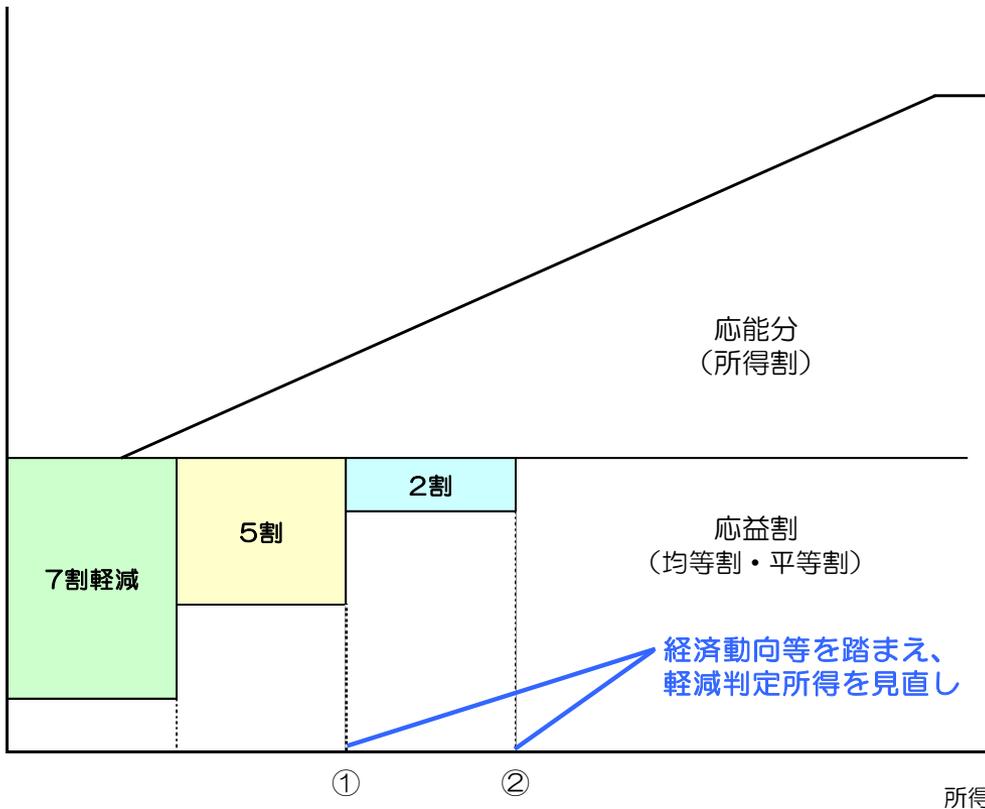
- 国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げていく。
- 平成30年度においては、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、**基礎賦課分を4万円を引き上げる**こととする（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は据え置く）。



【参考】 保険料軽減対象者について

○ 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しを行う。

保険料額



■ 軽減判定所得(現行)

7割軽減 = 基礎控除(33万円)

5割軽減

= 基礎控除(33万円) + **27万円** × (被保険者数)

2割軽減

= 基礎控除(33万円) + **49万円** × (被保険者数)



■ 軽減判定所得(改正後)

① 5割軽減

= 基礎控除(33万円) + **27.5万円** × (被保険者数)

② 2割軽減

= 基礎控除(33万円) + **50万円** × (被保険者数)